

医療機関担当者様

検査済み検体の研究利用と患者様の同意撤回について

検体の保存と研究利用時の手続き

拡大新生児マススクリーニング検査で提出された検体は、検査後 5 年間保存させていただきます。その間は、残検体を検査法の改良や開発のために利用させていただくことがあります。

検査済み検体を研究目的で使用する場合は研究の妥当性や検体の取り扱いについて、その都度、大阪母子医療センター倫理委員会で審査を行い、承認を受けることにしています。またその内容については、大阪母子医療センターホームページ上に公開します。

患者（保護者）様の同意とその撤回方法について

検査済み検体の研究利用については、承諾（同意）書兼申込書説明文の「V.その他」において説明し、申込書の下部に設けた「検査済み検体の研究利用承諾書」において患者（保護者）様の意向を確認しています。

ただし、一旦研究利用に同意された場合でも、前項の手続きに沿って公開された研究内容に賛同されない場合、同意を撤回することができます。このことにより患者（保護者）様に不利益が生じることはありません。

ご本人確認のため、患者（保護者）様から直接電話での撤回受付は行っておりません。同意撤回を希望される場合には、出生あるいは採血医療機関までご連絡いただくようお願いしています。患者（保護者）様から同意撤回の申し出があった場合、大阪母子医療センター新生児マススクリーニング検査室までご連絡ください。同意撤回書を患者様のご自宅へ送付させていただきます。

地方独立行政法人 大阪府立病院機構
大阪母子医療センター
新生児マススクリーニング検査室
0725-56-1220（代表）
0725-57-4103（直通）